

佐賀県告示第 269 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 3 年 8 月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション寿楽	鳥栖市弥生が丘二丁目 146 番地 1	令和 2 年 3 月 31 日
カイセイ薬局伊万里駅前店	伊万里市新天町 479 番地 1	令和 2 年 5 月 24 日
栗田歯科医院	唐津市七山仁部 94 番地 1	令和 2 年 5 月 31 日
医療法人慈孝会七山診療所	唐津市七山藤川 2755 番地 6	〃
たじま脳神経外科クリニック	唐津市坊主町 532-2	〃
七山薬局	唐津市七山藤川 2773 番地 2	〃